

裁判官による出前講義実施報告

平成31年2月26日（火）高知県高坂学園生涯大学において、

「簡易裁判所の役割について」と題する出前講義を次とおり実施しました。

【実施内容】

- 1 簡易裁判所における裁判の種類
- 2 簡易裁判所における刑事裁判
- 3 簡易裁判所における民事裁判
- 4 民事通常訴訟事件の特色
- 5 少額訴訟事件の特色
- 6 民事調停事件の特色
- 7 裁判員制度の概要

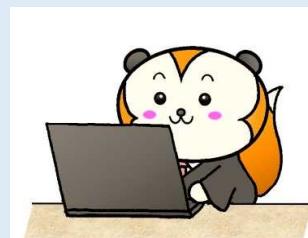


出前講義実施の様子

出前講義のスタートです。



出席者は、生涯教育に意欲的に取り組む、年齢層が62歳から92歳までの平均年齢82歳の方々です。101人参加いただきました。



簡易裁判所における裁判の種類や各種手続の説明がありました。

70歳以上は裁判員の辞退事由になりますが、みなさん積極的に裁判員裁判に参加してみてください。



最後に

○ 簡易裁判所

日常生活で

事件を迅速

裁判所 四

高知(4)

身近な

所

い。

身近なことで困ったことがあれば、高知簡易裁判所の調停センターの窓口までお越しください。



みなさん熱心に講義を聞かれています。



出席された方から、

「民事調停が不成立に終わった場合、当然に訴訟手続に移行するのか？」

「判決に対する不服申立手段はどのようなものがあるのか？」

「民事裁判を起こす費用はどのくらいなのか？」

などの質問がありました。

101人もの方々にお集まりいただき、みなさん裁判官の話に熱心に耳を傾けていただきました。本講義に出席された方々は、学習を生きがいに、生活を楽しく充実した日々を送る為勉学に励んでおられると聞いております。本講義の内容が、みなさま方の学習に少しでも役立っていただけたら幸いです。ありがとうございました。

